

平成27年3月31日

生企第1853号

警察本部長

生活安全許可等事務処理要領

(概要)

本通達は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する当該営業等に係る許可、認定、登録等の申請又は届出（変更に係るものを含む。）に対する埼玉県公安委員会による審査等の事務を適正に行うための、生活安全部門における許可等事務に係る基本的事項を定めている。